

企画競争説明書

業務名称：カリブ地域海洋プラスチックごみ対策アドバイザー業務

調達管理番号： 21a00650

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年9月22日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年9月22日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：カリブ地域海洋プラスチックごみ対策アドバイザー業務

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年12月 ～ 2023年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後12ヶ月以降) : 契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後24ヶ月以降) : 契約金額の2%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 木戸正巳 (Kido.Masami@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部環境管理グループ環境管理第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年10月1日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。
注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年10月7日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年10月22日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）
※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- (3) 提出先：
 - 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）
「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
 - 2) 見積書：
宛先：e-koji@jica.go.jp
件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - b) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - c) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - d) その他（以下に記載の経費）
成果2に係るセミナー・ワークショップ経費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- a) 旅費（航空券）：28,800千円（消費税抜き）
- b) 旅費（その他旅費）：26,311千円（消費税抜き）
- c) パイロット事業関連費一式：40,000千円（消費税抜き）

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨
アンティグア・バーブーダ、グレナダ、セントルシア（XCD1）=40.6895 円
ジャマイカ（JMD1）=0.72903 円
ガイアナ（GYD1）=0.51 円
- b) US\$ 1 =109.6820 円
- c) EUR 1 =129.6280000 円

5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。

6) その他留意事項
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／廃棄物管理
- b) 廃棄物収集・運搬
- c) 最終処分場運営・維持管理

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 47.50 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) \div \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年11月12日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果

通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会

運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためだけに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：開発途上国における廃棄物管理事業

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／廃棄物管理
- 廃棄物収集・運搬
- 最終処分場運営・維持管理

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／廃棄物管理）】

- a) 類似業務経験の分野：開発途上国における廃棄物管理に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：開発途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：廃棄物収集・運搬】

- a) 類似業務経験の分野：開発途上国における廃棄物収集・運搬に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：開発途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 最終処分場運営・維持管理】

- a) 類似業務経験の分野：最終処分場運営・維持管理に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事

者を確定する際に提出してください。
注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務主任者のみ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／廃棄物管理</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	2
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>廃棄物収集・運搬</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	1	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>最終処分場運営・維持管理</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「カリブ地域海洋プラスチックごみ対策アドバイザー業務」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

海洋プラスチックごみ問題は、主に陸域で発生したプラスチックごみが不適正な処理によって沿岸部や海に流出することで発生しており、生態系を含めた海洋環境の悪化、観光・漁業への悪影響、沿岸域居住環境の悪化等の被害が懸念されている。2015年における世界全体でのプラスチックの海洋への排出量は、マクロプラスチック（5mm超）のみで年間約800万トンとみられており、このうち、736万トンが都市固形廃棄物の不適正処理により、陸域から河川等を経由して海洋に流出していると推定されている。この他、漁網や漁業活動からの逸失（年間約65万トン）や、マイクロプラスチック（5mm以下）に分類されるもの（年間約28万トン）が主な発生源である（Ellen Macarthur Foundation, 2017）。海洋に流出したプラスチックごみは数千年間にわたり分解されず蓄積し続けることから、世界全体で対策の推進が求められており、特に環境対策の経験が十分でない途上国での対策が急務となっている。

このような世界潮流を受けて、2019年G20大阪サミットでは「G20海洋プラスチック対策実施枠組み」創設が合意された。日本は同サミットにおいて、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有するとともに、その実現に向けた取組として「マリーン・イニシアティブ」を立ち上げ、途上国における廃棄物管理能力の構築及びインフラ整備への支援を表明した。

中でも沿岸国や島嶼国は、国土の狭小性といった地理的条件により、不適切な管理による廃棄物の海洋流出につながる可能性が高いとされる。海洋に囲まれたカリブ海諸国では、海洋ごみの85%は陸上から流出したもので、その大半をプラスチックごみが占めるとされる（UNEP, 2019）。海洋流出した廃棄物、特にプラスチックごみは海岸線への堆積など海洋汚染を引き起こし、ビーチリゾートを中心とした観光産業及び水産業等の重要産業への影響が懸念されている。

JICAでは上記背景を受け、「北米・中南米地域（広域）カリブ地域海洋プラスチックごみ問題情報収集・確認調査」（2020年3月～同年10月）（以下、「基礎調査」という。）を実施し、本案件の5か国含む17か国を対象に調査を行った。本案件の対象5か国は国土面積や人口規模、経済成長レベル等の状況は異なるものの、同調査の結果、いずれも陸域での廃棄物管理能力に課題があることが確認された。ジャマイカは、カリブ地域の島嶼国としては国土面積及び人口が比較的大きく、総GDPのうち34%程度を占めるほど観光業が盛んであるが、沿岸の都市部と島内の村落部における廃棄物収集率に開きがある²。また最終処分場の運営・維持管理にも課題があり、廃棄物の収集・

² Inter-American Development Bankの報告書（Solid Waste Management in Caribbean -

運搬から最終処分場の運営・維持管理といった基本的な廃棄物管理能力に課題を有している。アンティグア・バーブーダ、セントルシア、グレナダを始めとする東カリブ島嶼国は、同程度の国土面積と人口規模を有しており、廃棄物管理においても、収集率は100%近くに達している（世界銀行，2019）一方、最終処分場における適切な覆土・転圧がなされておらずごみの流出を招いているといった共通の課題を抱えている。ガイアナは、国土面積が大きく、農業、鉱業を主要産業としている点で、上述の国々と自然条件や経済情勢も異なる一方、廃棄物管理においては、他国と同様に、廃棄物の収集・運搬から最終処分場の運営・維持管理といった基本的な廃棄物管理能力の不足が指摘されている。

かかる背景を踏まえ、本案件対象の5か国各国から我が国に対して、海洋プラスチックごみ削減を目的とした廃棄物管理改善に係る支援が要請された。本専門家は、5か国それぞれに対し、廃棄物管理に係る能力向上を支援するとともに、対象国およびカリブ地域での廃棄物管理改善にかかる情報共有の推進を目的として派遣するものである。

第3条 事業の概要

(1) プロジェクト名

カリブ地域海洋プラスチックごみ対策アドバイザー業務

(2) 上位目標

カリブ地域において、プラスチックごみの海洋流出防止に向けた廃棄物管理改善のための取組みや情報共有が推進される。

(3) プロジェクト目標

プラスチックごみの海洋流出防止に向け、対象国において廃棄物管理の優先課題に対する対応能力が強化され、各国の取組みから得られた成果や教訓がカリブ地域に共有される。

(4) 期待される成果

成果1：各国の廃棄物管理主体（中央省庁、自治体、廃棄物管理公社等）が、廃棄物管理の現状及び優先課題を把握する。

成果2：各国において特定された課題解決に際し適用可能な技術や手法が共有され、一部の国においてその実践のための計画が策定される。

成果3：一部の国において、プラスチックごみの海洋流出防止に向けた廃棄物管理改善のためのパイロット事業が実施される。

成果4：対象国及びカリブ地域国の間で、廃棄物管理に関する情報共有が促進される。

(5) 活動の概要

活動1-1：各国において廃棄物管理概況に関する現地調査を行い、C/Pとなる廃棄物管理主体及び関係機関を把握の上、C/Pによる現状整理と課題分析を支援する。

Proceedings from the Caribbean Solid Waste Conference, 2016) によれば、固形廃棄物について都市部の収集率は90%、村落部では50%。

- 活動 1－2：各国の C/P との協議を行い、プラスチックごみの海洋流出防止に向けた課題の優先順位を整理する。
- 活動 2－1：調査結果・協議に基づき抽出された優先課題に対して適用可能な技術や手法、日本の知見・経験を各国に共有する。
- 活動 2－2：一部の対象国に対し、課題解決に向けた廃棄物管理計画の策定を支援する。
- 活動 3－1：現地調査結果をもとに、優先課題の一部解決に資するパイロット事業を実施する国を選定する。
- 活動 3－2：選定国における廃棄物管理の一部課題解決のため、パイロット事業の計画・実施を支援する。
- 活動 3－3：パイロット事業結果の評価・分析を支援する。必要に応じて、廃棄物管理計画へ反映する。
- 活動 4－1：カリブ地域国及び関係機関に対する情報共有に向け、各国 C/P による廃棄物管理の取組みと成果に係る発表準備を支援する。
- 活動 4－2：活動 2 及び活動 3 の結果に基づき、地域に共通する課題や教訓、効果的な解決手法を整理する。
- 活動 4－3：カリブ地域内とその周辺国や関係機関が情報共有を効果的に行う枠組みの検討を行う。
- 活動 4－4：適切な国もしくは機関を特定し、4－1 及び 4－2 で整理した内容の発表および 4－3 で検討した情報共有枠組み推進のためのセミナー開催を支援する。

(6) 対象地域

- ① カリブ地域：主にカリブ共同体（CARICOM）加盟国を想定
- ② 対象国：ジャマイカ、アンティグア・バーブーダ、グレナダ、セントルシア、ガイアナの 5 カ国を対象国とする。
- ③ 対象地域：各国の首都もしくは主要都市または地域 1 か所を対象地域とする。対象地域については、プロポーザルで提案し、第一次現地渡航後、JICA と協議の上決定する。

(7) 関係機関

対象各国において廃棄物管理を所掌する中央省庁・機関及び自治体。本業務開始時点では、各国要請書の提出元を想定。第一次現地渡航で、関係者を把握し、各国の適切なカウンターパート（以下、「C/P」という。）を設定すること。

第 4 条 業務の目的

「第 3 条 業務の概要」に記載の活動の実施を通じ、対象 5 か国 C/P の廃棄物管理能力向上を図ることにより、本業務の目標を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す業務を行い、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成する。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 技術移転の方法

日常的な業務の実施に当たっては、事業終了後の上位目標の達成や持続性の確保、オーナーシップの確立の観点から、日本側専門家チーム内のみで業務を実施するのではなく、対象5か国のC/Pの主体的な取り組みにより活動を進めていくことを基本とし、受注者はC/Pに対し必要な技術的助言や指導を行う等、支援方法を工夫すること。

コロナ感染拡大の影響で現地渡航が困難となることも想定されることから、遠隔での事業推進方法を予め検討し、対面以外での技術移転の方法や実施中のパイロット事業のモニタリング方法も積極的に活用すること。

(2) 活動の柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力では、C/Pのパフォーマンスや取り巻く環境の変化によって、活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、活動全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ業務の方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方カウンターパートとの協議、契約の変更等）を取ることにする。

(3) ワークプランの策定方針

本業務は、5カ国に対する個別の活動と、カリブ地域広域での活動の2つを柱とする。そのため、ワークプランではカリブ地域広域での活動に関する内容（本事業全体に係る内容）と5カ国個別の活動に関する内容を記載すること。ワークプラン策定にあたっては、以下の事項に留意すること。

① 各国での活動における留意事項

ジャマイカ

ジャマイカにおける廃棄物管理は国を4つの地区に分け、各地区を担当する廃棄物公社が廃棄物管理業務を行っている。国全体での廃棄物収集率は約64%と低く、その要因の一つが村落部や貧困層の居住区にある。居住区へのアクセスでは廃棄物収集車が入れないほど狭い路地しかなく、同区域での廃棄物収集率が低いことが確認されている。また最終処分場においては、火災事故の発生や、埋め立てにあたっての覆土・転圧が不十分といった不適切な運営が散見される。財政面では、多くの収入源を観光業から得ていたことから、新型コロナウイルス感染拡大による観光客減少により財政面の脆弱性が確認された。また行政面ではプラスチック禁止法（プラスチック袋の有償化）が施行されたものの、貧困層がプラスチック袋を買えないためごみの直接投棄につながり、収集・運搬時の課題の一つとなりつつある。

アンティグア・バーブーダ、グレナダ、セントルシア

上記3か国は、対象5か国の中では国土面積や人口規模や比較的小さく、観光業が大きな産業であるという特徴を有する。廃棄物管理においては、国土の狭小性から、収集率がほぼ100%と高いもののハリケーンや強風、豪雨によって最終処分場から容易にプラスチックごみが流出しやすい。そのため、最終処分場における覆土・転圧を通じた適切な処分場運営や維持管理が課題とされている。また財政面では、ジャマイカ同様に財政面の脆弱性が確認されている。

ガイアナ

対象5か国の中では、国土面積や主要産業（鉱業や農業）が異なる国である。廃棄物管理における課題としては、廃棄物管理における基礎情報の整備が進んでおらず、廃棄物収集率も約40%と低い。また最終処分場も沿岸部に位置しており、覆土・転圧が不十分なことから、雨季におけるプラスチックごみの海洋流出が課題である。

② カリブ地域広域での取組みにおける留意事項

カリブ地域においては、対象5か国以外にも類似の課題を抱える国は多いと考えられることから、本業務を通じてカリブ地域広域での情報共有や広域連携を推進し、地域全体での課題解決に貢献することが期待されている。本事業の対象5か国が加盟するカリブ共同体（CARICOM）は、観光や防災など地域共通の課題に関する域内連携を促進しており、自然環境保全や気候変動に関するプログラムは存在するものの、海洋プラスチックごみを含め「廃棄物」に特化した取組みは確認できていない。本業務においては、CARICOM等の既存の枠組みを活用することを念頭に、廃棄物管理にかかる広域連携を主導しうる機関や国を特定し、継続的な取組みのための枠組みを検討すること。

なお、上記①及び②の留意事項を踏まえ、基礎調査の結果等から現時点で想定される「プラスチックごみの海洋流出防止にむけた各国別及びカリブ地域における廃棄物管理の課題の認識と課題解決に向けた基本方針」をプロポーザルに記載すること。

③ 効率的な渡航ルートの検討

本事業では、5か国を対象にするもので、対象国の規模（国土や人口、経済状況など）や各国での活動内容に応じ、効率的な渡航ルートの検討が必要である。第一回目の現地渡航にあたっては、対象5か国各国を巡回することを必須とする。但し、各国へ派遣する団員構成は、プロポーザルにおいて提案し、JICAと協議の上、決定する。他方、第二回目以降の現地渡航にあたっては、第一回目の現地調査結果を踏まえ、その後の活動内容から渡航の要否や巡回ルートなどJICAと協議の上、決定すること。協議結果は必要に応じてワークプランへ反映する。

（4）廃棄物管理計画

本業務では、成果3に関連し、最大2か国を対象に廃棄物管理計画を策定する。同計画は計画年次5年を目安とし、対象国において廃棄物管理を担う事業者による策定・実施を想定するが、現地調査の結果から特定された廃棄物管理の課題を踏まえ、解決に取り組むべき主体が異なる場合はその限りではない。現時点で廃棄物管理計画に記載されるべき内容としては、以下のとおりであるが、具体的な内容及び策定主体については各国の現地調査を踏まえ、JICAと協議し、決定する。

- ・ 当該国の廃棄物管理の概況（政策、法律・条令、組織体制（人材、財務状況を含む）、既存施設・機材、民間委託の状況、自然条件等）
- ・ 廃棄物管理における関係者と役割分担
- ・ 廃棄物管理の現状、課題
- ・ 課題解決の優先順位と理由
- ・ 想定される解決策とその実施方法（実施主体となる組織や必要となるトレーニング等）

なお、基礎調査の結果等の既存情報から対象国選定の方針、選定基準、これに基づく現時点で想定される対象国2か国及び、各対象国での廃棄物管理計画の主要項目について、プロポーザルで提案すること。

（５）パイロット事業

本業期間内に、最大2か国を対象にパイロット事業を実施する。対象国は現地調査結果をもとに、現在の課題及びその解決に取り組む意義とともに、関係機関のコミットメントや実施能力を踏まえて選定する。パイロット事業の結果は、カリブ地域において類似する課題を抱える国の廃棄物管理事業に参考となるよう、成果4において教訓やガイドラインなど成果品としてまとめることを想定する。

なお、基礎調査の結果等の既存情報から対象国選定の方針、選定基準、これに基づく現時点で想定される対象国2か国及び、各対象国でのパイロット事業の概要について、プロポーザルで提案すること。

（６）帰国研修員の活用

対象5か国では、これまでの本邦研修の参加者（以下、「帰国研修員」という）が多くおり、各国において廃棄物管理業務に従事している。第一回目の現地渡航において、帰国研修員の活動状況やJICA事務所・支所等によるネットワーク構築の状況を確認し、その後の活動において活用方法を検討する。

（７）課題別研修との連携

これまでJICAが行ってきた課題別研修では、カリブ地域の国から多数の参加実績がある。本事業においても、課題別研修への参加が望ましい職員がいた場合、同職員の課題別研修への参加をJICA地球環境部へ提案すること。なお、実施中の課題別研修についてはJICAより情報提供を行う。

（８）他ドナーとの情報共有・連携

カリブ地域では、UNEPなど多数のドナーが廃棄物管理に係る支援や調査を行っている。各ドナーとの情報交換を図り、各ドナーの支援状況を把握し、活動内容のデマケーションを行うとともに、本業務の進捗についても積極的に発信し、相互補完関係の構築や相乗効果の発現につながるよう留意する。

（９）民間企業やNGO等との連携、ローカルリソースの活用

本事業では2年間の短い事業期間の中で、5か国において廃棄物管理の課題整理からパイロット事業、廃棄物管理計画の策定と幅広い業務を行う。そのため、各国現地の民間企業やNGOとの連携やローカルリソースの活用をすることで、関係者分析

や活動内容の定着や拡大を図ることが求められる。現地調査において、各国の民間企業、NGO やローカルリソースの情報収集を行い、その後の活動検討の参考とする。

(10) 広報

海洋プラスチックごみ問題については、多くの国際会議において取り上げられており、他ドナーや国連をはじめとする国際機関でも注目を集めている。必要に応じて国際会議へ参加し、本事業の取り組みの結果を共有すること。また日本国内での海洋プラスチックごみ勉強会や JICA 内の勉強会において、本事業の取り組み結果を共有し、海洋プラスチックごみへの対応の必要性や有効な対策方法などの理解促進を図る。

(11) 各国取り組みの可視化

本事業は、類似した国々が点在するカリブ地域において、複数国を対象として実施することから、C/P との協議や JICA への報告や協議にあたって、以下情報が可視的に把握できる図を積極的に用いること。なお、追加して記載すべき項目があれば、プロポーザルにおいて提案すること。

- (ア) 地理的位置関係
- (イ) 各国の基本情報（人口、自然条件、経済指標など）
- (ウ) 各国の廃棄物管理の課題や発展段階

第7条 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は以下のとおり。なお、業務開始後に C/P のキャパシティや全体の事業の進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要に応じて業務実施方法や作業工程を見直すこととする。

(1) ワークプランの作成、協議、見直し

日本国内で入手可能な資料・情報を整理分析し、業務実施に関する基本方針、方法（キャパシティ・ディベロップメント支援の手法を含む）、項目と内容、実施体制、ならびにスケジュール等を予備的に検討し、ワークプラン（案）としてとりまとめ、JICA 地球環境部の承認を得る。また、各国の C/P に対して英語版のワークプラン（案）をもとに本事業について説明・協議し、その内容について合意を得る。なお、現地活動の進捗に応じ、ワークプランは C/P の確認を経つつ、適宜改訂を行う。

(2) 活動結果報告書（現地派遣毎）、業務完了報告書の作成

各現地活動終了時に、活動結果報告書（和文・英文）を作成し、C/P に説明する。C/P からコメントがあった場合にはこれを反映した報告書を JICA に提出する。契約終了時には事業完了報告書（和文・英文）を JICA へ提出する。

(3) 成果1に係る業務

1) 現地調査と各国の廃棄物管理における課題の優先順位

廃棄物管理の実態把握や C/P 機関との関係構築を目的として、原則として第一回目の現地調査は各国への渡航を行う。現地調査結果を取り纏め、C/P への説明を行い、C/P とプラスチックごみの海洋流出防止に向け必要な課題の優先順位を協議す

る。各国の廃棄物管理の現状に加え、C/Pの目標やニーズの把握及び関係者分析を行い、各国に固有の特性および地域共通の事項を整理する。

2) 今後の活動方針に関する協議

現地調査結果を踏まえ、成果2、3に係る活動の実施方針について、JICAと協議を行う。協議にあたっては、現地調査結果の整理に加え、パイロット事業の実施国と廃棄物管理計画の策定国を選定基準と併せて提案する。

(4) 成果2に係る業務

1) 優先課題に対する適用可能な技術や手法、日本の知見・経験の共有

各国現地調査を通じて確認された優先課題に対し、適用可能な技術や手法、また参考となる日本の知見や経験をセミナーやワークショップを通じて共有する。対象5カ国を①ジャマイカ、②東カリブ島嶼国（アンティグア・バーブーダ、グレナダ、セントルシア）、③ガイアナの3つのグループに分け、セミナーやワークショップの実施にあたっては各グループを対象とする。参加者は各国の廃棄物管理主体とするが、具体的な対象者は現地調査結果を踏まえ決定する。実施方法は、①ジャマイカ、③ガイアナは各国現地で実施する、②東カリブ島嶼国については、3カ国の参加者を1カ国に招へいすることを想定する。各グループでの参加者数は10名程度（②については、2名を招へい、他はオンライン形式での参加を想定）、日数は5日間を想定するが、現地調査結果やC/Pの意向を踏まえ、最終決定する。なお、セミナーやワークショップに係る費用は本業務の契約に含めることとし、別見積もりとすること。

2) 廃棄物管理計画策定国の選定

現地調査結果をもとにカリブ地域における汎用性や課題の緊急性、改善策の実現可能性などの観点から廃棄物管理計画を策定する国を最大2か国選定する。選定にあたってのクライテリアを、発注者と協議の上、決定することとする。

3) 廃棄物管理計画の策定

選定した国を対象に、成果1において特定された課題を解決するための廃棄物管理計画の策定支援を行う。

(5) 成果3に係る業務

1) パイロット事業実施国の選定

現地調査結果をもとに、協力期間内での実現性や実施効果・意義を検討し、JICAと協議の上、パイロット事業の実施国を最大2か国選定する。

2) パイロット事業の計画・実施

選定した国を対象に、特定された課題の解決のためのパイロット事業を計画・実施する。パイロット事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大状況の変化により、現地渡航ができない場合も生じる。そういった場合を想定し、遠隔でのパイロット事業の実施や実施状況のモニタリング方法を検討すること。パイロット事業の実施・モニタリングにあたっては、現地再委託を可能とする。

なお、プロポーザルにおいて現時点で想定されるパイロット事業案を2つ提案すること。提案にあたっては、第4章(4)配布資料/公開資料を参照し、2カ国に

おける対象都市を選定の上、1パイロット事業あたり20,000千円を上限、1年以内の事業期間という条件で検討すること。

3) パイロット事業の結果評価・分析

パイロット事業の結果を評価・分析し、その手法の有効性や課題、その改善策を検討したうえで、必要に応じて策定中、もしくは策定された廃棄物管理計画へ反映する。廃棄物管理計画を策定する国でパイロット事業が実施されない場合、パイロット事業の結果を参考としながら廃棄物管理計画を策定すること。また、カリブ地域において類似する課題を抱える国の廃棄物管理事業に参考となるよう、パイロット事業の経緯と結果、教訓等についてガイドラインなど各国CPが汎用的かつ自立的に活用可能なツールとしてまとめること。

(6) 成果4に係る業務

1) 本業務による成果の整理

カリブ地域におけるプラスチックごみの海洋流出防止のための廃棄物管理に関する取り組みの情報共有促進を目的としたカリブ地域諸国を対象としたセミナーを開催することを念頭に、各国のC/Pとともに各国の廃棄物管理における取り組みを整理する。同結果を以下2点のセミナー発表資料としてとりまとめる。

- ① 各国CPによる発表：廃棄物管理の現状、パイロット事業の内容とその結果や教訓、策定した廃棄物管理計画の内容とその策定過程での学び
- ② 受注者による発表：カリブ地域諸国を俯瞰した廃棄物管理の概況及び課題と改善策の分析結果、パイロット事業の経緯と結果、教訓等に基づき作成するツール（上記(5)3)に記載の通り)の活用方法

2) 本案件及び今後のカリブ地域における情報共有の枠組みの検討

カリブ地域において、効果的に各国の廃棄物管理の情報共有が行われる枠組みを検討する。同枠組みを主導する機関や組織、運営方法、情報共有の内容を検討し、JICAと協議の上、参加する国や機関への説明・意見交換を行う。

3) カリブ地域国及び周辺国が参加する地域セミナー主催者の特定

上記2)で検討した情報共有の枠組みを主導する機関や組織に対し、セミナーの意義や実施方法を説明し、主催の了承を得る。またカリブ地域の国々やドナー機関などの参加者を特定する。

4) 地域セミナーの開催

地域セミナーの開催にあたり、その実施方法や日程、参加者の調整など地域セミナーの主催者の必要な支援を行う。また地域セミナーでは対象5カ国以上の国が参加する見込みがあり、コロナウイルス感染拡大により各国の渡航が難しい可能性もある。そのため、参加者はオンライン形式での参加を想定する。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、業務完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力等成果品を添付するものとする。なお、提出期限は、2023年11月30日とする。

〈報告書〉

レポート名	提出時期	部数等
業務計画書	契約締結日から起算して10営業日以内	和文1部 電子データ
活動結果報告書（現地派遣毎）	各現地活動終了時から起算して10営業日以内	和文・英文各1部 電子データ
業務完了報告書	契約終了時	和文5部 英文10部、 CD-R 和分・英文各3枚

業務完了報告書は製本し、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、業務完了報告書の最終化に際しては、各国C/Pからのコメントを踏まえたものを提出時期の4週間前を目途にJICA地球環境部にドラフトのデータをメール等で送付し、内容の確認を得たうえで必要に応じた加筆・修正を行う。

1) 業務計画書

受注者は、既存資料（基礎調査の結果等）を整理分析し、業務計画書を作成し、これをもとにしてワークプラン（案）（日・英）を作成して現地作業開始時に各国C/Pへ説明し、内容に関する協議を行う。なお、業務計画書には最低限以下の項目を含めることとする。

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 業務実施の基本方針
- ③ 業務実施の具体的方法
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 活動計画
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与負担事項
- ⑨ その他必要事項

2) 活動結果報告書（現地派遣毎）、業務完了報告書

受注者は、現地活動終了時に活動結果報告書（案）を作成し、実施機関及びその他関係機関へ提出し、コメントがあれば反映を行い、活動結果報告書をJICAへ提出する。契約終了時まで業務完了報告書を作成し、実施機関及びその他関係機関へ説明し、内容に関する協議を行う。協議結果を踏まえ内容を修正の上、JICAへ提出する。なお、

業務完了報告書の提出にあたっては、JICAが開催する会議で最終報告を実施し、その内容についてJICAの合意を得ることとする。なお、活動結果報告書及び業務完了報告書には、最低限以下の項目を含めることとする。

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（業務フローチャートに沿って既述）
- ③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓
- ④ 成果の達成度

添付資料：

- ・ 業務フローチャート
- ・ 詳細活動計画
- ・ 専門家派遣実績

（2）技術協力成果品等

- 1) ワークプラン（業務完了までの改訂結果を踏まえた最終版）
- 2) セミナー／ワークショップ資料一式
- 3) パイロット事業結果の教訓や手法をまとめた成果品

（3）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方との合意文書も適宜添付する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は2021年12月より開始し、2023年11月の終了を目途とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 57 人月（現地：52人月、国内5人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定するが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案すること。

- ① 業務主任者/廃棄物管理（2号）
- ② 廃棄物収集・運搬（3号）
- ③ 最終処分場運営・維持管理（3号）
- ④ 組織体制／制度分析

(3) 現地再委託

「第3章 特記仕様書案」の「第7条（5）」に記載のとおり、パイロット事業の実施は現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を可とする。

それ以外の業務については、現時点では業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託は想定していないが、業務遂行上不可欠と考えられる場合は、その内容と必要性について説明すること（経費は本見積りとして計上）。そのうえで、第一次現地調査の結果、現地再委託の必要性が確認された場合は、現地再委託を行う内容及び理由と再委託先についてJICAと協議する。

(4) 配布資料／公開資料等

1) 配布資料

- 要請書（ジャマイカ）
- 要請書（アンティグア・バーブーダ）
- 要請書（グレナダ）
- 要請書（セントルシア）
- 要請書（ガイアナ）

2) 公開資料

- 北米・中南米地域（広域）カリブ地域海洋プラスチックごみ問題情報収集・確認調査 ファイナル・レポート
JICA 報告書 PDF 版 (JICA Report PDF)

(5) 対象国の便宜供与

- ・カウンターパートの配置
- ・専門家執務スペース

(6) その他留意事項

1) 安全管理

JICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）は、各国・地域の治安状況の変化等により随時改定されますので、渡航にあたっては常に最新の安全対策措置（<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>）を入手するようお願いします。また、当該国・地域別の治安やテロ、感染症等の情報や安全対策情報を提供する外務省の海外安全ホームページの情報（<http://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>）と併せてご活用ください。

現地業務期間中は安全管理に十分留意するとともに、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地の治安状況については、JICAセントルシア事務所、ジャマイカ支所、在ジャマイカ日本大使館、在アンティグア・バーブーダ日本大使館、在セントルシア日本大使館、在グレナダ日本大使館、在ガイアナ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。なお、ガイアナについては、セントルシア事務所承認、ジャマイカについてはジャマイカ支所長承認の上、渡航すること。

また、現地の大使館、JICA事務所または支所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとるよう留意する。移動手段においては車両（公共の交通機関でなくできる限りタクシー）による移動を基本とし、空港を利用する場合は出発/到着ロビーでの滞在時間を最短とするよう留意する。なお、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。